

亀山市告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21889
- 3 路線名 和田28号線

供用開始の区間	供用開始の期日
和田町字土地元820番1地先から和田町字土地元791番27地先まで	平成27年3月31日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21890
- 3 路線名 和田29号線

供用開始の区間	供用開始の期日
和田町字土地元791番10地先から和田町字土地元791番19地先まで	平成27年3月31日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11211
- 3 路線名 名越24号線

供用開始の区間	供用開始の期日
田村町字女ヶ坂1398番5地先から田村町字女ヶ坂1397番11地先まで	平成27年3月31日

第 4

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 2
- 3 路線名 名越 2 5 号線

供用開始の区間	供用開始の期日
田村町字女ヶ坂 1 3 7 5 番 1 4 地先から田村町字女ヶ坂 1 3 7 5 番 5 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日

第 5

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 2 1 3
- 3 路線名 名越 2 6 号線

供用開始の区間	供用開始の期日
田村町字女ヶ坂 1 3 7 5 番 2 9 地先から田村町字女ヶ坂 1 3 9 7 番 1 1 地先まで	平成 2 7 年 3 月 3 1 日